

高松市危機管理指針

平成22年3月

高松市

目 次

第1章	総 則	1
第1	目 的	1
第2	定 義	1
1	危 機	1
2	危機管理	2
第3	責務等	2
1	市の責務	2
2	市民の協力	2
3	事業者の協力	3
第2章	危機管理計画	3
第3章	事前対策	4
第1	危機管理対応マニュアルの作成	4
第2	資機材等の備蓄・整備	4
第3	関係機関等との協力体制の整備	4
第4	訓練・研修への取組み	4
第5	市民・事業者への啓発	4
第4章	応急対策	5
第1	初動体制の確立	5
第2	危機対処方針の決定	5
第3	市民の安全確保	5
第4	関係機関等との連携	5
第5	市民への情報提供	5
第5章	復旧対策	6
第1	安全性の確認	6
第2	市民等への情報提供	6
第3	復旧の推進	6
第4	検証	6

第1章 総則

第1 目的

この指針は、高松市における危機管理に関する基本的事項を定めることにより、本市および関係機関等そして市民が相互に連携協力を図り、総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を推進し、もって市民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的とする。

第2 定義

1 危機

この指針における危機とは、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産に直接的かつ重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態をいい、「自然災害等」、「武力攻撃事態等」および「緊急事態等」に大別する。

(1) 自然災害等

自然災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(2) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第1項の規定に基づき作成した高松市国民保護計画で規定する「武力攻撃事態」および「緊急対処事態」をいう。

(3) 緊急事態等

緊急事態等とは、感染症、環境汚染などといった、自然災害等および武力攻撃事態等以外の危機をいう。

2 危機管理

危機管理とは、平常時には危機の発生防止に努め、危機発生時には迅速かつ的確に対処して被害の軽減を図り、危機収拾後には市民生活等を速やかに復旧させる組織的な対応をいう。

第3 責務等

1 市の責務

(1) 基本的責務

市は、危機に際し、一次的に危機に対処する責任を負う基礎的地方公共団体として、市民の生命、身体および財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方自治体、その他の関係機関および市民と相互に連携・協力し、危機に関わる対策を総合的に推進する責務を有する。

(2) 各部局の責務

各部局は、想定される危機に備え、細部計画（危機管理対応マニュアル）を整備し、危機発生時には、関係部局および関係機関等と連携・協力し迅速かつ的確に対処する責務を有する。

(3) 職員の責務

職員は、自らの職務等に応じ、常に危機管理に関する知識や必要な技能の習得に努めるとともに、危機発生時は、直ちに従事し、市民の生命、身体および財産の安全を確保する責務を有する。

2 市民の協力

市民は、平常時から危機対策の訓練や研修に積極的に参加するなど、危機管理に関する知識・技術の習得に努めるとともに、危機発生時には自らの身を守るよう行動し、地域において相互に連携して危機に対処するなど自助・共助に努めるものとする。

3 事業者の協力

事業者は、その社会的責任に基づき、その管理する施設、組織等における危機管理体制の整備に取り組むとともに、その能力を活用して市の危機管理や市民、地域の防災組織等と積極的に連携・協力し、共助に努めるものとする。

第2章 危機管理計画

本市における危機管理は、以下の計画に基づき実施する。

1 高松市地域防災計画

高松市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、本市における自然災害に対処するための総合的な計画であり、災害の種類に応じて一般対策編および震災対策編に区分する。

2 高松市国民保護計画

高松市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律および香川県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等に備えた計画である。

3 高松市緊急事態等対処計画

高松市緊急事態等対処計画は、感染症や環境汚染といった大規模な事件・事故等、自然災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため策定する。

別図「高松市の危機管理に関する計画の体系」参照

第3章 事前対策

市は、想定される危機の情報収集や分析など予防対策に取り組み、迅速かつ的確な応急対策や円滑な復旧対策を実施するため、危機管理体制の整備を行う。

第1 危機管理対応マニュアルの作成

想定される危機に関する調査・研究を行い、被害を軽減させるための事前対策、発生時の情報伝達などの応急対策、被災者の救済等の復旧対策などについて危機ごとの細部計画（危機管理対応マニュアル）を作成する。

第2 資機材等の備蓄・整備

危機発生によるライフラインの停止等に備え、必要な資機材等を備蓄・整備し、緊急時に有効に活用できるよう適切に管理するとともに、関係機関と協定を締結し、物資の調達を図る。

第3 関係機関等との協力体制の整備

危機発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、国、県、警察および自衛隊等の関係機関と連携を密にし、必要に応じ協定を締結するなど協力体制の整備を図る。

第4 訓練・研修への取組み

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技能を習得するための研修を実施し、市民や事業者、関係機関等との連携強化、危機に対する意識の高揚など総合的な危機対応能力の向上を図る。

第5 市民・事業者への啓発

市民・事業者に対して平常時の備えや危機管理に関する知識・技術等の情報を提供し、危機に対する自助・共助の意識の啓発を図る。

第4章 応急対策

市は、危機発生時において、市民の生命、身体および財産の安全の確保を最優先として、被害を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して応急対策を実施する。

第1 初動体制の確立

危機発生時において細部計画（危機管理対応マニュアル）に従い迅速かつ的確に対応するとともに、情報を収集、共有し、危機の概要や被害状況により全庁体制へ移行するなど、初動体制を速やかに確立する。

第2 危機対処方針の決定

収集された情報を分析・検討し、危機に対する対処方針を決定する。また、収集した情報については、被害拡大の可能性を検討し、必要に応じて関係部局や市長への報告を行い、対処方針の統一化を図る。

第3 市民の安全確保

関係機関等との連携のもと、緊急性がある場合に安全な避難場所への誘導や避難場所の適切な運営管理など、市民の生命、身体および財産の安全の確保を最優先に対応する。

第4 関係機関等との連携

関係機関等と相互に情報提供を行い、危機の概要や被害状況により応援を要請するなど連携を図る。

第5 市民への情報提供

社会的、心理的混乱を防止し、市民が適切な判断と行動ができるよう、危機に関する情報や被害情報、応急対策等について迅速かつ正確に提供する。

第5章 復旧対策

市は、危機収拾後において、迅速かつ円滑な市民生活の回復を図るため、生活再建支援等の復旧対策を実施する。

さらに、再発防止、被害の軽減のため、細部計画（危機管理対応マニュアル）の修正を含めた検証を実施する。

第1 安全性の確認

応急対策が概ね完了し、被害発生や拡大の恐れがないと判断した場合は、関係機関等と連携し、早急に安全性の確認を行う。

第2 市民等への情報提供

安全性を確認した場合、報道機関に情報提供を行うとともに、市民への周知を図る。

第3 復旧の推進

関係機関等と連携を図り、市民生活の早期復旧を推進するとともに、被災者の生活再建を支援する。

第4 検証

危機管理について総合的な検証を行い、再発防止策を含め、必要に応じて細部計画（危機管理対応マニュアル）の修正を行う。

別図

高松市の危機管理に関する計画の体系

